

家持〈歌日記〉再読

山崎健司

1 「日記」の概念

萬葉集卷第十七から第二十までの末四巻は、大伴家持の〈歌日記〉としばしば称される。それは、この四巻が家持の歌を中心に、その周縁で詠まれた歌を、日付の順に集めて成立していることによる。詠作の場に家持が関与していない歌がそのなかに含まれていても、後時その記録が家持にもたらされ、かれの手によつてそれらが歌集に取りこまれたのだすれば、「家持の歌日記」の呼称も許容されるかと思われる。

ただし、四つの巻を一括して「歌日記」と捉える場合、「日記」の概念についてしっかり確認しておかないと、誤解をまねく虞がある。小西甚一氏（「分析批評のあらまし」『日本文藝の詩学』みすず書房所収、初出一九六七）が指摘するように、そもそも古典の日記は *Daily* の概念では説明がつかない場合が多い。たとえば、歌物語のジャンルに

属するものとして普通とりあげられる『伊勢物語』や『平中物語』は、それぞれ『在五中将の日記』（狭衣物語）、『貞文日記』（河海抄）という別称をもつ一方、同様に歌物語として扱われる『大和物語』はそれに類する呼称をもたない。両者の差異について、小西氏は、前者における在原業平や平貞文のような全編を通じた主役的な個人の生活体験が題材になっているかどうかが規準となるといわれたが、『日本文藝史Ⅱ』講談社、一九八五）、これは、平安朝（小西氏所謂中世第一期）当時の「日記」の概念をみごとに言いあてていよう。全編にわたつてひとりの主人公が登場する一代記のたぐいは「日記」と認識されていたわけである。

もとより萬葉集と平安朝の散文作品を同列に扱うことは無理があるけれども、作品の時代に少しでも近づけて一応の概念規定をしておくことは無意味ではなからう。末四巻には漢文による題詞・左注があり、歌と題詞・左注とによつて全編家持を主役人物としてその生活体験を描きだし

ていると捉えられるのであれば、「家持の歌日記」という呼称は平安朝の概念に近い所で成立していることになる。だが、そのためには末四巻の細部、特に冒頭で述べた「詠作の場」に家持が関与していない歌」の内実について、単に歌の記録が家持にもたらされているということだけでなく、その記録が歌巻全体のなかでどのように機能しているかについて、吟味しておく必要がある。この手続きを経て、はじめて「歌日記」の呼称の適否が明らかになるはずである。

そこで以下、末四巻が家持を主人公とする一代記と言えるかどうかをめぐって考えるところを述べていきたい。

2 末四巻を「家持歌日記」と捉える場合の問題点

本稿の筆者は、拙稿「萬葉集末四巻の日付」〔井手至先生古稀記念論文集 国語国文学藻 和泉書院、一九九九。以下前稿a〕において、日付の位置が歌によって題詞と左注に分かれていることに注目し、分析を加えた結果、家持の内面にかかわる形で左注は日常的、題詞は改まった特別な場面の記録という区別があることを明らかにした。このありようは末四巻全体を通じて一貫しており、家持個人にかかわる日付に支配されているという点では四巻とも家持を主人公と見ることが可能である。

しかるに、これも前稿aで指摘したことだが、宴席歌の

日付を仔細に見ると、巻第十九の途中、家持が越中から帰京して一年以上経過した天平勝宝四年（七五二）十一月を劃期として大きく変化、それまで左注に記されてきた家持の自作のみを単独で記載する例も含め、あらゆる宴席歌の日付が題詞に記載されるようになる。しかし、これもまた家持個人の間関係の認識の仕方に深くかかわるとみられ、家持を主人公として捉える上での支障にはならない。このありようは、巻第二十にもそのまま引き継がれる。

巻第二十について、筆者は、別稿「萬葉集巻第二十の編纂をめぐって」〔萬葉集研究〕第二十七集、塙書房、二〇〇五。以下前稿b〕において、家持にかかわるすべての歌を収録することはせず、部分的に類纂の手法も採り入れながら主題を提示しようとする点に特徴があり、類纂によって強調しようとしているのは聖武天皇と橘諸兄への景仰の念であり、巻第二十全巻を通じて聖武朝の皇親体制が終焉を迎える過程を題材にし、聖武朝への追憶と回帰を主題として提示する意図があった、と述べた。この見方が認められるとすれば、巻第二十はそれ以前の三巻とは異なり、「家持の歌日記」としての性格を弱めていることになる。

とはいえ、前稿aは日付の注記、前稿bは巻第二十のみを対象とするために「家持の歌日記」に関し、巻第十七から第十九の内容については十分に確認できていない。とり

わけ家持個人からは最も距離がある（詠作の場に家持が関与していない歌）で（享受の場への家持の関与も明確でない歌）の位置づけについての考察を行わずに「歌日記」の性格を云々することは本来できないはずである。

そこで、末四巻の作品群のうち、他から資料がもたらされたりするなどして詠作の場に家持が関与しておらず、享受の場への家持の関与も明確でない歌について、その内容を確認してみたい。

なお、巻第十七において、冒頭三十二首（三八九〇〜三九二二）は、天平二年（七三〇）から十六年までの歌によって構成されるが、天平十八年以下の歌を収める三九二二番歌以降の部分は毎年の歌が間断なく巻第二十の巻末（天平宝字三年（七五九）まで続いていくのに対し、この部分は天平二年の次が天平十年、十二年、十三年、十六年のように、飛び飛びである。この冒頭部分について、伊藤博氏『萬葉集の構造と成立』第十章第一節、塙書房、初出一九七〇）は、天平十八年九月初めに亡くなった家持の弟書持の所持していた資料で、遺品の中から発見された歌稿が、後に巻第十七以下が形成される際に補われたものと見なし、天平十八年以下の日記的部分とは性格を異にする後補的部分とされた。本稿もこの説に従い、「歌日記」としては天平十八年以降を対象とする。

さて、当該部分において、詠作の場に家持が関与しておらず、享受の場に家持が関与しているかも不明な歌^{注1}は、次のとおりである（紙幅の関係で一部歌や注記の引用を省略したところがある）。

ア 高市連黒人歌一首年月未審

売比の野のすきおしなべふるゆきにやどかるけふしかなくおもほゆ（⑩四〇一六）

右、伝誦此歌、三国真人五百国是也。

イ 射水郡駅館之屋柱題著歌一首

あさびらきいり江こぐなるかぢのおとのつばらつばらに吾家しおもほゆ（⑩四〇六五）

右一首、山上臣作。不審名。或云、憶良大夫之男。

但其正名未詳也。

ウ（題詞ナシ）

朝霧のたな引く田為に鳴く鴈を留め得むかも吾が屋戸のはぎ（⑩四二二四）

右一首歌者、幸於芳野宮之時、藤原皇后御作。但年月未審詳。／十月五日、河邊朝臣東人伝誦云尔。

エ（題詞ナシ）

大殿の此の廻りの雪な踏みそね 数も零らぬ雪ぞ 山のみに零りし雪ぞ ゆめ縁るな 人や な踏みそね

雪は（⑩四二二七）

反歌一首／歌（四二二八）

右二首歌者、三形沙弥、承贈左大臣藤原北卿之語、作誦之也。聞之伝者、笠朝臣子君。復後伝読者、

越中国掾久米朝臣広繩是也。

才 春日祭神之日、藤原太后御作歌一首／即賜入唐大使

藤原朝臣清河參議從四位下遣唐使

大舶に真梶繁貫き此の吾子を韓国へ遣るいはへ神たち

（①四二四〇）

大使藤原朝臣清河歌一首／歌（四二四一）

大納言藤原家餞之入唐使等宴日歌一首即主人卿作之

天雲の去き還りなむものゆゑに念ひぞ吾が為る別れ悲

しみ（四二四二）

民部少輔多治比真人土作歌一首／歌（四二四三）

大使藤原朝臣清河歌一首／歌（四二四四）

天平五年贈入唐使歌一首并短歌 作主未詳／歌（四二四五）

四五く六省略

阿倍朝臣老人遣唐時、奉母悲別歌一首／歌（四二四七）

七）

右件歌者、伝誦之人越中大目高安倉人種麻呂是也。

但、年月次者、随聞之時、載於此焉。

カ 壬申年之乱平定以後歌二首

皇は神にし座せば赤駒の腹ばふ田為を京師となしつ

（①四二六〇）

右一首、大将軍贈右大臣大伴卿作（作者未詳の

四二六一省略）

右件二首天平勝宝四年二月二日聞之。即載於茲也。

キ 閏三月於衛門督大伴古慈慈宿祢家、餞之入唐副使同

胡麻呂宿祢等歌二首

韓国にゆきたらはしてかへりこむますらたけをにみき

たてまつる（①四二六二）

右一首、多治比真人鷹主、壽副使大伴胡麻呂宿祢

也。（作者未詳の四二六三省略）

右件歌伝誦、大伴宿祢村上、同清繼等是也。

ク 勅 從四位上高麗朝臣福信遣於難波、賜酒肴入唐使

藤原朝臣清河等御歌一首并短歌

長歌（①四二六四省略）／反歌一首

四つの舶早還り来と白香著け朕が裳の裙に鎮ひて待た

む（四二六五）

右、發遣 勅使并賜酒樂宴之日月未得詳審也。

ケ 天皇・太后共幸於大納言藤原家之日、黄葉澤蘭一株

抜取令持内侍佐々貴山君、遣賜大納言藤原卿并陪從

大夫等御歌一首／命婦誦曰、

此の里は繼ぎて霜や置く夏の野に吾が見し草はもみち

たりけり（①四二六八）

コ 五年正月四日於治部少輔石上朝臣宅嗣家宴歌三首

辞繁み相問はなくに梅の花雪にしをれてうつろはむかも(四二八二) 主人石上朝臣宅嗣

梅の花開けるが中にふふめるは恋やこもれる雪を待つ

とか(四二八三) 中務大輔茨田王

新しき年の始めに思ふどちいむれてをればうれしくも

あるか(四二八四) 大膳大夫道祖王

サ 上総国朝集使大掾大原真人今城向京之時、郡司妻女

等餞之歌二首

あしがらのやへやまこえていましなばたれをかきみと

みつつしのはむ(四四四〇)

たちしなふきみがすがたをわすれずはよのかぎりにや

こひわたりなむ(四四四一)

シ(勝宝八歳十一月)二十三日、集於式部少丞大伴宿祢

池主之宅飲宴歌二首

はつゆきはちへにふりしけこひしくのおほかるわれは

みつつしのはむ(四四四五)

おくやまのしきみがはなののごとやしくしくきみに

こひわたりなむ(四四七六)

右二首、兵部大丞大原真人今城

智努女王卒後、圓方女王悲傷作歌一首／歌(四四七七)

大原櫻井真人行佐保川辺之時作歌一首／歌(四四七八)

藤原夫人歌一首 浄御原宮御宇天皇之夫人也。字曰氷上大乃刀

也。／歌(四四七九)

(題詞ナシ) 歌(四四八〇) 作者未詳

右件四首伝読兵部大丞大原今城

右に示したもののうち、アノ才は家持の越中国守時代、

カノシは家持帰京後に属し、卷第十七と第十八に一例ずつ、

第十九は越中時代に三例、帰京後に五例、第二十には二例

を数える。

なお、卷第二十においては家持との関係の上で判断に迷

うものが少なくないが、次のような基準を設定した(注2)。

すなわち、肆宴歌(四三〇一、四四八六く七)は家持が出

席していた可能性が高く、橘家の宴(四四四六く九)に出

席していたかどうかは微妙だけれども後に当日の資料をふ

まえて「追作」(四四五〇く一)を残していることから、仮

に欠席していたとしても家持に直接資料がもたらされてい

たと見て、この中には算入しない。また、「十一月二十八日、

左大臣、集於兵部卿橘奈良麻呂朝臣宅宴歌三首」(四四五四

く六)に家持が出席していたかどうかは不明で、家持によ

る追作の類も見られないが、四四四六く九と同様に橘家と

家持の関わりの深さを反映したものと見て、考察の対象に

はしない。

これに対して、サとシに挙げたのはいずれも大原今城にかかわる。今城といえ、巻第二十において右の例を含め頻繁に登場し、家持との交流も顕著に認められる。その意味では橋家関係の歌と同様に捉えることができそうではあるけれど、今城は末四巻の中では巻第二十の防人歌群の直後からしか登場しない。それ以前では巻第八に久迩京時代の天平十五年（七四三）の秋に今城と家持の歌がならぶところ（一六〇四く五）があり、この頃からふたりの交流があつたことをうかがわせているものの、二首が確実に同じ場での作であるという確証はなく、家持の越中赴任以後はサに直近の勝宝七歳（七五五）三月三日の宴席まで今城の名前は見られず、この時の今城の身分は上総国朝集使大掾であつた。朝集使などいわゆる四度の使として上京した時以外は家持と接点をもちえなかつたのである。サは三月三日の宴席歌に続くものだが、披露した人物の名や日付が記載されていない。内容から今城自身が披露したことが自明ゆえ記載しなかつたともみられるけれども、三日の宴（二次的な場合も含めて）で披露されたのであれば、シの「右件四首伝誦云々」のように披露した人物を示すのが、末四巻の編纂上の通例である。一方、サに続く「五月九日兵部少輔大伴宿祢家持之宅集飲歌四首」（四四四二く五）において、

四首それぞれの左注に示す作者名の上に官職名がない。題詞・左注の人名には官職名を記載するのが通例なのに、これは明らかに違例であり、この宴歌のみ取り出してみると、家持は題詞によつて官職名が知られるものの、今城については手がかりがない。結局、今城についてはサの題詞の支配を受ける形になつている。このような注記の仕方は末四巻には他になく、サは書式の上では直前の三月三日の宴歌より直後の五月九日の宴歌とのかかわりが深い。思うに、サから五月九日の宴歌にかけての部分は今城が筆録したのではないか。

シは今城が披露した歌のみで構成され、これに続く「三月四日於兵部大丞大原真人今城之宅宴歌一首」は家持作の一首と今城が伝誦した一首とからなるが、シからこの部分にかけては一括して今城が所持していた資料を切り継いだことが明らかにされている（伊藤前掲『萬葉集の構造と成立』第十章第一節ほか）。それは「三月四日」の上に「勝宝九歳」が入るべきところ、後の四四八三の題詞に年紀が記されていること、この部分に限って左注の作者名に姓が記載されていないことから証明される。家持の歌が含まれていても、家持の許で記録が常に保管されるとは限らない。五月九日の宴歌も同様だったのであろう。サは直前の三月三日の宴に結びつけて解釈する向きが多い（五味智英「大

原真人今城送別の歌」「上代文学」第二九号、一九七一・一〇、伊藤前掲書など）けれども、今城が「京に向かう時」のサと「上総に戻る時」の五月九日の宴とを呼ぶさせ、上京の記念として家持宅での歌の記録をサに書き加えて持ち帰ったということは、充分考えられよう。ここに挙げたサ（直後の五月九日の宴歌も含む）とシは、今城の側で筆録・保管され、巻第二十の編纂の過程で後から入ってきた可能性が高い。

それゆえ、「他から資料がもたらされ」ているという点を重視して、享受の場への家持の関与は認められながら、あえて「詠作の場に家持が関与していない歌」に準じてサとシを取りあげた次第である。

3 各巻の中での「他人資料」の位置づけ

「詠作の場に家持が関与していない歌」の中にサやシのような例も含まれていることから、前項で取りあげたアウシを総称して「他人資料」と呼ぶことにしよう。それらが各巻の中でどのように位置づけられているか、家持からは最も遠い位置にあるとみられる「他人資料」が、はたして「家持歌日記」の呼称にふさわしく家持の生活体験にかかわっているかを検証するのが、この項の目的である。

まず、巻第十七の「ア（四〇一六）」は、天平十九年九月二

十六日の「思放逸鷹夢見、感悦作歌一首并短歌」（四〇一五）と天平二十年正月二十九日の家持作（四〇一七）二〇）との間に位置し、内容は越中婦負の野の冬の荒涼とした情景を詠んだ旅愁の歌である。古典集成や釈注は「日付のない歌は日付のある前の歌の支配を受けるといふ末四巻の歌群のありよう」（伊藤前掲書の説）によって、九月二十六日の「鷹の歌」が披露された場で、家持の鷹を失った悲しみに応じて唱われたものかという。一次的な享受の実態は、そうであつたかもしれない。しかし、本稿は巻第十七の中ではむしろ、国府近くの海岸で、「東風」（あゆのかぜ）越の俗語、「こしのうみの信濃」（浜の名）など都びと家持が異郷の習俗に関心を寄せつつ、前半二首で越中の風土を詠み、後半二首で望郷の念をうたう後続の四首（四〇一七）二〇）と関係づけられているように思われる。アは新編全集が指摘するように、「大和育ちの作者が直接体験した雪の深さ、冷たさ、そして改めて感じた旅愁」をうたっている。それを承けるかたちで後続の四首は越中の春の旅情を歌いあげているのではないか。さらに家持は四首に続けて越中諸郡を巡行した折の歌を展開するが、真下厚氏（諸郡巡行の歌）『セミナー 萬葉の歌人と作品』第八巻、和泉書院、二〇〇二）が注意しているように、これは「前年の春は重い病気に苦しめられていたため、彼にとつてこれが初

めての春における出挙のための巡行」であり、釈注の言を借りれば「旅中の中のさらなる旅」に出るわけである。巡行時にはアに詠まれた「婦負郡」にも赴いている（四〇二二〜三）。四〇一七〜二〇に顕著な旅情の表現は間近に迫った巡行を念頭に置いてのものであろうし、都びとの視点はアの黒人歌と響きあっている。そして、四首が連作をなすことについては全注や釈注に詳しいが、四〇一七の「奈呉の海人の釣りする小舟漕ぎ隠る見ゆ」は黒人の「笠縫の嶋漕ぎ隠る棚無し小舟」（③二七二）と対応、四〇一八の「鶴さはに鳴く」は黒人に同じ句があり（③二七三）、旅情の表現に際し黒人の作を意識している点でも、アとの関係がうかがえる。このように見ていくと、四首に題詞がないことについても、かつて本稿の筆者がウやエを取りあげて論じた、異なる時点で作られた各歌の意味を温存しつつ歌群としてのまとまりを作る手法（拙稿「大伴家持の歌群意識」『伊藤博博士古稀記念論文集 萬葉学藻』塙書房、一九九六参照）によっているとみることができる。アは越中を旅する都びとの郷愁を主題とする歌群に組み込まれ、当地における冬から春への変化を演出し、厳しい冬の表現を置くことによつて待望の春が強調される、「家持の歌日記」の中でみごとに役割を果たしているということができよう。

巻第十八のイ（四〇六五）については、新編全集に「この歌がいかなる事情でここに収録されたか不明」とあるが、伊藤前掲『萬葉集の構造と成立』第十章第一節に、「太上皇らの都歌を福麻呂が披露したことに對する、古歌を利用したの家持その人の和歌だったのでないか」とする解釈は鋭い。福麻呂誦詠の古歌（四〇五六〜六二）とイとの間に「後追和橘歌二首」があるが、二首は数年後に割りこんで入ったものと考えられるので、もとは天平十六年当時の太上皇らの古歌と射水郡の駅舎に掛かる古歌とが一続きとなり、内容面でも舟航にかかわる歌が四〇五六〜七、四〇六一〜二と続いてイと響きあっているのである。

巻第十九に移る。ウ・エについてはすでに論じたこと、アのところで述べた。ウは都との違いを念頭におきながら越中の秋の情景を点綴した歌群（四二二二〜五）の第三首、エは天平勝宝二年十二月から翌三年正月にかけての雪の正月の賀宴を待望する歌群（四二二六〜三〇）の第二・三首にそれぞれあたり、都における原作時の意味とはいささか異なる歌の理解―越中の風土と都との対比―が聯の中に仕込まれているのであった。

オ・キ・クは遣唐使にかかわる歌、オ・クは大使藤原清河に關係し、キは副使大伴胡麻呂に關係する。清河らが遣唐使に任ぜられたのは天平勝宝二年（七五〇）九月。オ

(四二四〇〜七)が越中で伝誦され記録されたのは、翌三年の四月十六日以降七月十七日以前。キ・クは連続しているものの、資料は別々の経路で入手、キ(四二六二〜三)

は節刀を拝した勝宝四年閏三月九日頃に開かれた大伴氏主催の饗宴での詠、ク(四二六四〜五)は難波出航直前の清河らに天皇から酒肴を賜った折りの御製歌で、ともに家持帰京後に入手されたものである。オは釈注によれば、大目秦八千嶋の後任として都からやってきた高安倉人種麻呂が着任の挨拶として手土産の一つとしたものという。越中時代の終わり近くにあるオは、歌巻の中ではすぐ後に少納言に遷任された家持の帰京時の歌群(四二四八〜五六)が続くことにより、帰京直前の最新情報として家持の側から捉えなおして位置づけられているように見える。

また、キからクへは都から難波へと時間の流れとともに空間も移動しているが、入唐副使大伴胡麻呂入唐副使大伴胡麻呂を餞するキは、直前に大將軍大伴御行による壬申の乱平定後における天武天皇讚歌カ(四二六〇〜一)を配列することによって、両者相俟つて享受の次元で大伴氏の活躍を記念する意味を込めようとしているように思われる。

一方、ケ(四二六八)の題詞には「天皇・太后共幸於大納言藤原家之日」のごとく詠作の時を示す。都に在家持にとって身近で起こった出来事であり、川口常孝氏『大伴

家持』第四章第一節、桜楓社、一九七六)が言うように

「年月の確認をなそうと思えば、いくらでもできたはず」なのだが、具体的な日付が示されていない。「夏の野に吾が見し草」を「夏の野で私がさつき見た草」のように解して夏早々ともみじした沢蘭に寄せて大納言家をほめた歌と捉えるか(新旧全集、集成、釈注など)、「かつて夏の野で私の見た草」と解して大納言家に行幸があつた時期を秋以降に捉えるか(全釈、総釈、佐佐木評釈、私注、大系、全注など)によって説が分かれるが、『続日本紀』天平勝宝四年(七五二)四月九日条に大仏開眼の当日、天皇が大納言藤原仲麻呂の田村第を御在所としたという記事があり、この折の歌とすれば前者で解するのがよい(注)。

しかるに、一見したところ、ケは前後の歌に対し、時間的にも内容的にも孤立しており、家持とのかかわりを見いだすことがむずかしい(注)。だが、ケが仲麻呂邸を「此の里」と呼んでほめていることに注意すると、後統の十一月八日の諸兄宅での肆宴における家持歌は、

天地に足らはし照りて吾が大皇しき座せばかも楽しき

小里(四二七二) 未奏

という内容で、家持は聖武上皇のいます諸兄の井手別邸(石井庄司「井手左大臣邸の歌群」『解釈』第三九卷第三号、一九九三・三参照)を「楽しき小里」とほめている。これ

は孝謙天皇と光明皇太后が仲麻呂の田村第にお出ましになつた時のケを念頭において、聖武上皇が諸兄の井手別邸にお出ましになつた肆宴で最大級の讃辞を述べたものではなかつたか。

聖武上皇・諸兄を核とする皇親派と孝謙天皇・光明皇太后・仲麻呂の一派との対立は、帰京後少納言として仲麻呂直属の部下となつた家持に大きく暗い影を落とし、長い沈黙の末、諸兄邸での四二七二が作られたのを機に、作歌活動を再開する。これ以後、あらゆる宴席歌の日付が題詞に記載されるようになり、家持は対人的には皇親派の集う場でしたか歌を詠まず、孝謙・光明を含む仲麻呂一派の歌は、天平宝字元年（七五七）十一月十八日の肆宴歌（四四八六〜七）まで見られなくなる。本稿の筆者は前稿^bで、巻第二十の末尾、天平宝字の歌群は、仲麻呂が実権を掌握した情況下、聖武朝への追憶と回帰の主題をより鮮明に打ちだした後補部分と捉え、仲麻呂の歌を登場させることによつてその専横ぶりを強調していると指摘したが、その前段階、帰京後の家持の立場を決定づける上で、孝謙が仲麻呂に賜つたケはきわめて重い位置を占め、家持の作歌活動において記憶すべき存在になつていゝと言えよう^(註5)。

コ（四二八二〜四）は石上宅嗣家の宴席歌であるが、家持の歌がなく、三名の作者は萬葉集中ここにしか歌を残し

ていない。おそらく主人・宅嗣から家持へ伝えられたのであろうが、いつ、いかなる経緯でこの宴の資料がもたらされたかは、不明とせざるを得ない。新年の賀歌としても、最初の二首が恋歌仕立ての挨拶歌で類例に乏しく、第三首は前二首とどのようにかかわるのか分かりにくい。この三首について、渡辺護氏（「梅の花雪にしをれて」「萬葉」第一〇四号、一九八〇・七）は、第一首「雪にしをれて」を〈雪に恋い萎れて〉と解し、当日雪がないことを感慨を込めてうたい、第二首では〈梅の蕾が恋いつつ雪を待つ〉と第一首を承け、第三首では「新しき年の初めに」と歌い出して新年の賀宴に期待される「雪」を予想させながら〈雪はなくともいい。何よりもめでたく嬉しいのは、うちとけた仲間がここにこうして集うていゝことなのだから〉と全体を収めていて、三首は「眼前にない雪」で統一されているといふ。コの前前に配列されているのは、前年十一月二十七日で諸兄同席のもと、林王宅で行われた但馬按察使橘奈良麻呂の餞宴での歌（四二七九〜八一）で、両者に内容上のつながりは認められない。対して直後には「十一日、大雪落積尺有二寸。因述拙懐歌三首」と題する家持の独詠歌（四二八五〜七）が続く。釈注は「家持の記すその題詞は、あたかも、今の三首が雪なき正月の歌であることに深い理解を示しているように見える。家持にさような意識が

あつたと主張するわけではないけれども、この配列には妙に味わいの深いものがある」と述べているが、「他人資料」であるコがこの位置を占めているのは、単に偶然入手されたということではなく、待ちに待った雪を得て「述拙懷歌」を作るに至った経緯を伝えようとしているように思われる。

卷第二十のサ・シについては、さきに注記の書式に注目し、今城が筆録・保管していた資料が後から切り継がれて巻第二十に入ってきた可能性を指摘した。そして、サについては、直後の五月九日の宴と「送別の歌」としての呼応を想定した。いま、この上にさらに五月九日の資料と一体になったサを前後の家持の資料に位置づけてみると、直前の三月三日の勅使を迎えての宴席歌群では、今城が「昔年相替防人歌」以下古歌四首を披露しており、違和感はなく、直後の五月十一日の諸兄を迎えた丹比国人宅の宴席歌は、九日のそれと同じく撫子を素材としていて、こちらも違和感はない。

一方、勝宝八歳十一月二十三日の大神池主宅での宴席歌シ（四四七五〜八〇）および翌九歳三月四日の今城宅での宴席歌（四四八一〜二）については、前者は今城が宴の主人・池主への思いをうたう二首と、同じく今城によって伝読された佐保の地と悲傷の主題を詠みこんだ古歌二首ずつとから成り、後者は家持が宴の主人・今城を庭の椿の花に

寄せてほめた一首と、藤原執弓が播磨介の任に赴く時に難波堀江を超えて遠い里まで見送ってくれたことへの答礼歌を古歌として今城が披露した一首から成る。後者は単なる挨拶のようにも解されるものの、前者のうち、とくに悲傷の主題を詠んだ古歌は後宮の女性が天武天皇を悼む歌（四四七九〜八〇）を介して聖武上皇の崩御を悼んだとも考えられ、政治性のつよい内容をもつ。知られているように、越中国守時代の家持と旺盛に歌の贈答を繰り返した池主は、勝宝九歳七月の橘奈良麻呂の変では奈良麻呂と行動を共にし、変の後刑死したとされるが、シの池主宅の宴では今城らに奈良麻呂の変に向けて何らかの働きかけがあったようにも読みとれなくはない。家持は急進的な動きには与せず、しばらくの間は情況を見守る道を選び、池主とは次第に距離をおくようになったようである。三月四日の今城宅の宴に池主の名は見えない。これは深読みし過ぎるかもしれないが、十一月末のシから三月初の今城宅の宴までの間に、奈良麻呂たちの行動に対する今城の態度が固まったのではないか。奈良麻呂の変後の天平宝字年間の歌群においては、今城と家持が行動を共にする場面が目立つようになるが、検討しているふたつの宴の間に今城にとっての大きな転換点があったように思われるのである。

そのように解釈するとき、今城からもたらされた資料のうち、シを含む一群については、内容的に家持よりも今城に即きすぎているように感じられる。特に前後の歌との関係においても、前稿^bで述べたように、巻第二十の前半(防人歌群を除く)勝宝七歳までは〈花〉に言寄せてうたう歌が目立つのに対して、勝宝八〜九歳の部分では〈花〉はめっきり見られなくなり、「移りゆく時(時勢)」を念頭におく内容に変わっている。その中であって、今城によって伝誦された古歌は、(おそらくは今城が記したものと大差ないであろう)現行の題詞・左注を見ても宴の場でのように機能したか第三者には理解が困難で、これは前稿^bで明らかにした、家持が編纂した巻第二十において顕著に認められる主題の提示を意識した編纂手法とは大きく違うものとなっている(注⁸)。

4 巻第二十の捉え方

以上、「他人資料」をめぐる、それらが各巻の中で前後の歌とどのような関係を作っているかを観察しつつ、それぞれが「家持歌日記」の名にふさわしく、家持の生活体験にかかわっているかどうかを検証した。その結果、巻第十七から第十九までは、「他人資料」が家持の作品を支えていることが確認された。ある場合は着想の面で、またある場

合は歌群としてのまとまりの中で、家持の生活体験を活写していく原動力となっているのみならず、ケのように作歌活動の根源にかかわる記念碑的なものも含まれていた。巻第十九の体裁に他の巻との相違が認められるものの、巻第十九までの三巻は家持を主人公とする「歌日記」をみごとに形成しており、伊藤前掲『萬葉集の構造と成立』第十章第二節(初出一九六九)がつとに指摘していたように、三巻で完結していた段階があったことを、家持の生活体験に即した内容の一貫性の面からも証明することができる。

ところが、巻第二十においては、前稿^bで述べたように、部分的に類纂の手法を採り入れていて、家持の生活体験にかかわる内容ではなくなっている。〈防人歌群以前〉から〈防人歌群以後〉の天平勝宝九歳までは「時の花」と「移りゆく時」を鍵言葉として聖武朝の盛時を回想する姿勢を顕著にしながら形成され、それに家持がかかわって橘家に贈られた《防人歌巻》を後に補入、さらに藤原仲麻呂の一時の栄華を記録する〈天平宝字歌群〉を加えて成立したと本稿の筆者は考えるのであるが、山吹や撫子など「時の花」をもちだして讚美する歌を集める部分では聖武朝の盛時と諸兄とを重ねて追憶することを意図し、諸兄致仕後の部分からは「移りゆく時(時勢)」に対応する内容の歌を集めて奈良麻呂の変に至る時代の動きを捉えていく。大部分が宴

席歌など対人関係を背景にもつ歌で構成されているので、前の三巻のように家持の日常的な生活体験に根ざすものはまったくない。

しかし、「他人資料」の補入を考慮に入れて見直したとしても、やはりこの巻は、その時代を生きた家持の目で見た〈時代〉が表現されていると言える。サやシでは、編纂に今城が関与した痕跡が認められ、シなどは家持によって時代の動きを象徴する歌を切りとって構成された前後の歌とズレを生じている。それでも、最終的に^{〔註〕}そのままの形で残されたのは、今城との交流の中で得られた歌々が、第三者にとつては理解困難だとしても、家持においては巻第二十における聖武朝の盛時への追憶と回帰の主題に見合うとの判断がなされた結果と察せられる。

生活に根ざした歌から時代を反映する歌へ。そのような歌をとりまく状況の変化の中に身を置くことになった家持にとつては、巻第二十もまた時代の変化の中での作歌活動の記録という意味で、広義の「歌日記」と認識されていたかもしれない。かれにとつて歌とはかなしみを撥いのかける抒情の具であったが（巻第十九巻末の自注参照）、聖武上皇の崩御や橘諸兄の薨去に際しては挽歌の類を残していない。聖武（朝）の終焉とともに抒情の機会を失っているのである。家持がかなしみを表出できずにみずからの裡に抱

えこんでいたとすれば、抒情の喪失に至る過程に注目しながら、それまでの作歌活動の記録を試みることによって、かなしみを昇華しようとしたに相違ない。それが今見る巻第二十ということになるろう。

なお、その段階では、正確には巻第二十ではなく（家持歌日記（家集））であり、人名表記などに追補された痕跡を残す（天平宝字歌群）は、まだ形成されていなかった可能性が高い。前稿^bで（天平宝字歌群）が藤原仲麻呂の専横ぶりを際立たせ、政治的背景を濃厚にもっていることを説いたが、それ以前の部分の編纂の動機と矛盾するものではなく、抒情の喪失に関しては一層深刻な状態であることがうかがえる。後に「家集」四巻を組み入れ、全二十巻から成る「萬葉集」に仕立てていく家持の構想には、編纂にあたって時代の変化を強く意識した、他ならぬ巻第二十に相当する部分の存在が不可欠であった。巻第二十あるがゆえに、（家持歌日記（家集））は歴代の歌々を集録する萬葉集に編入できたのである。

注

（一）伊藤博氏は他人から伝え聞いた歌のうち、宴会で聞いた歌を除いたものを「独立伝聞歌」と称して考察された（前掲『萬葉集の構造と成立』第十章第一節）。本稿はあくしを掲

出するにあたり、氏の認定された歌を検証しつつ一部修正を施している。なお、伊藤氏が「独立伝聞歌」として掲げるもののうち、享受の場にか持が関与していることが明らかでない第二十巻頭の四二九三〜四は、本稿では考察の対象から外した。

(2) この部分の処理は伊藤論と本稿で大きく異なる。

(3) 言うまでもないことだが、後者で解する場合は、孝謙天皇の田村第への行幸が複数回行われたことになる。

(4) 直前の家持作「為応詔儲作歌一首并短歌」(四二六六〜七)は、日付はないものの配列から見ると閏三月以降(なお、この歌が力の天皇讚歌に誘発されて成ったと見る伊藤前掲書は二月二日に近い時期の作とする)、内容的には正月の肆宴を想定して作られたもの。直後の「十一月八日、在於左大臣橘朝臣宅肆宴歌四首」(四二六九〜七二)には一年余の沈黙を経て宴席に列した家持がいる。

(5) なお、「之日」のように詠作の時を示す形式は才にも見られるが、その作者を見ると藤原太后や大納言仲麻呂など藤原氏関係者が目立つ。これはあるいは編纂の時点で皇親派と藤原氏の対立の構図を意識して書式の統一を図っているのかもしれない。

(6) シの四四七六に見られる「権が花」、三月四日の宴の四四八一に見られる「八つ峯の椿」の存在は、勝宝八歳二月の諸兄失脚以後の部分に顕著な「移りゆく時」のさまを映し出す歌とは異なり、勝宝七歳以前に目立つ「花」の歌に引きつけた編纂が行われたことを意味するのかもしれない。そうだとすれば、後から歌を補入した今城は、家持によるそれ以前の編纂の意図を充分に理解していなかったことにな

る。なお、前稿bで、シおよび四四八一〜二が一括して奈良麻呂の変後に補入されたこととみられ、シでは今城が池主への思いを歌いあげることから、事件に関与して落命した池主を追悼する意味が込められているかも知れないと述べた。また、本稿とは異なる視点から今城の編纂への関与を指摘した論に、中西進「家持の追憶」(「文学」第三四巻第六・七号、一九六六・六、七)がある。

(7) 巻第二十の〈天平宝字歌群〉(四四八六〜四五一六)において、家持以外の人名表記が家持から見た身分の上下にかかわりなく、すべて「氏十名十姓」の順で尊称法になっている。かかる特徴をもつ歌群が巻第二十の巻末部を構成することによって、この巻の最終的な編纂者が家持以外ではありえないことが知られる(伊藤前掲『萬葉集の構造と成立』第十章第一節ほか参照)。